新潟市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

新潟市長・ア原ノへー

新潟市規則第65号

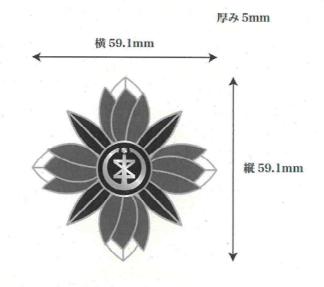
新潟市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市名誉市民条例施行規則(令和5年新潟市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市長が別に定める」を「別図のとおりとする」に改める。

附則の次に次の別図を加える。

## 別図 (第8条関係)



## 備考

- 1 本体は、純銀製とする。本体の色は、花弁の部分を朱赤色・白色の七宝、葉の部分を深緑色の七宝とし、輪郭は、金色とする。
- 2 本体中央マークは、プラチナ製とする。中央マークの色は、市章とマーク外周を銀色とし、その他は、紺色の七宝とする。
- 3 本体裏面には、「新潟市名誉市民章」の文字を刻する。

附則

この規則は、令和6年10月25日から施行する。